

東京都北区押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則を  
公布する。

令和三年十一月一日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第六十九号

東京都北区押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則  
(東京都北区予算事務規則の一部改正)

第一条 東京都北区予算事務規則(昭和三十九年二月東京都北区規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式(ア)から(ウ)までの規定中「㊦」を削る。

(東京都北区公印規則の一部改正)

第二条 東京都北区公印規則(昭和三十二年八月東京都北区規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊧」を削る。

(東京都北区個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第三条 東京都北区個人情報保護条例施行規則(平成八年三月東京都北区規則第二号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式(甲)中「㊨」を削り、同様式(乙)中「㊩」を削る。

別記第三号様式の三(甲)中「㊪」を削り、同様式(乙)中「㊫」を削る。

別記第四号様式の二(甲)中「㊬」を削り、同様式(乙)中「㊭」を削る。

(東京都北区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第四条 東京都北区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成六年九月東京都

北区規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第三号様式まで、第五号様式及び第七号様式中「あこせ」を「あせ」に改め、「せ」を削る。

別記第十一号様式中「せ」を削る。

(東京都北区役所庁舎管理規則の一部改正)

第五条 東京都北区役所庁舎管理規則(昭和五十七年六月東京都北区規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(1)中「せ」を削り、「あひご」を「へせひご」に改める。

別記第三号様式を次のように改める。



（東京都北区役所構内駐車場使用条例施行規則の一部改正）

第六条 東京都北区役所構内駐車場使用条例施行規則（平成五年三月東京都北区規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊟」を削る。

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第七条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式甲（表面）中「別記様式第一号」を「第一号様式」に、

決定権者印	係長印	職員印
-------	-----	-----

を

決定権者	係長	職員
------	----	----

に改める。

別記第二号様式中「別記様式第二号」を「第二号様式」に、

命令権者印	命令権者印
-------	-------

を

命令権者	命令権者
------	------

に、

職員印	係長印	整理者 担当印
-----	-----	------------

を

機 皿	糸 知	機 皿 者 印
--------	--------	------------------

に改める。

別記第三号様式中

命 権 者 印
------------------

を

命 権 者
-------------

に、「確 認 印」を「確 認 欄」に改める。

別記第三号の二様式及び第三号の三様式中「㊦」を削る。

別記第三号の四様式中「別記様式第3号の4」を「第3号の4様式」に改め、

「㊦」を削る。

別記第三号の五様式中「別記様式第3号の5」を「第3号の5様式」に改め、

「㊦」を削る。

別記第三号の六様式中「㊦」を削る。

別記第四号様式中

承 認	関 与	申 請
-----	-----	-----

承 認	関 与	申 請
-----	-----	-----

「権者印 者印 者印」を「権者 者 者」に改める。

別記第五号様式中「印」を削る。

別記第五号の二様式中

「申請印 申請者」を「申請者」に、「承認権者印 承認権者印 関係者印」を「承認権者印 関係者印」に、「承認権者印 承認権者印 関係者印」を「承認権者 関係者」に

「承認権者印 承認権者印 関係者」を「承認権者 関係者」に改める。

別記第六号様式中「別記様式第6号」を「第6号様式」に、「職員印 職員」を「係長印 課長印 係長 課長」に改める。

別記第七号様式中「別記様式第七号」を「第七号様式」に、

「職員印」を「職員」に、

係長印	承認権者印
-----	-------

を

係長	承認権者
----	------

に改める。

（職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正）

第八条 職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年三月東京都北区規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第三号様式までの規定中

「氏名」を「氏名」に改める。

別記第四号様式中

「氏名」を「氏名」に改める。

別記第五号様式中

「氏名」を「氏名」に改める。



別記第六号様式中「別記第六号様式」を「第六号様式」に、

請求者 印	承認権 者印	担当者 印
----------	-----------	----------

を

請求者	承認 権者	担当者
-----	----------	-----

に、

「職 氏 名 印」を「職 氏 名」に改める。

（職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部改正）

第九条 職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（平成二十六年六月東京都北区規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中「㊦」を削る。

（職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第十条 職員の給与に関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

職 主 事	氏 名 印	㊦
-------	-------	---

を

職・氏名

に、「基き」を「基づき」に

「職 氏名 印」を「職・氏名 印」に、「取扱者等認

印」を「取扱者等認印」に改める。

別記第三号様式中「取扱者等認印」を「取扱者等認印」に、「職氏名  
④」を「職・氏名 印」に改める。

（職員の期末手当に関する規則の一部改正）

第十一条 職員の期末手当に関する規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第四号様式中「④」を削る。

（職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第十二条 職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中「④」及び「⑤」を削る。

別記第三号様式中「④」を削る。

別記第四号様式及び第四号の二様式中「④」を削る。

別記第五号様式中「④」及び「⑤」を削る。

別記第六号様式中「④」を削る。

別記第七号様式から第十一号様式までの規定中「㊦」及び「㊧」を削る。

別記第十二号様式及び第十三号様式中「㊨」を削る。

別記第十四号様式から第十五号の四様式まで及び第十七号様式から第十八号の

三様式までの規定中「㊩」及び「㊪」を削る。

別記第十九号様式及び第二十号様式中「㊫」を削る。

別記第二十一号様式中「㊬」及び「㊭」を削る。

(職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第十三条 職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年六月東京都北区規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(表面)中

「

印
---

」を

「

に、
----

」に、

「氏名」を「氏名

」に、

「

取扱者	所属課長
印	

」を

「

所取	属欄	課長

」に改める。

（東京都北区公有財産規則の一部改正）

第十四条 東京都北区公有財産規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中「四」を削る。

（東京都北区スペースゆう条例施行規則の一部改正）

第十五条 東京都北区スペースゆう条例施行規則（平成十五年十二月東京都北区規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「七人」を「五人」に改める。

別記第七号様式中「四」を削る。

（災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則の一部改正）

第十六条 災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則（昭和六十二年六月東京都北区規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、第五号様式、第六号様式、第八号様式、第九号様式、第十三号様式から第十八号様式まで、第二十号様式及び第二十五号様式中「四」を削る。

（東京都北区立コミュニティアリーナ条例施行規則の一部改正）

第十七条 東京都北区立コミュニティアリーナ条例施行規則（平成二十四年七月東京都北区規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別記第八号様式及び第九号様式中「㊦」を削る。

（東京都北区赤羽会館条例施行規則の一部改正）

第十八条 東京都北区赤羽会館条例施行規則（昭和三十六年七月東京都北区規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式から第八号様式までの規定中「㊦」及び「㊧」を削る。

（東京都北区立元氣ぷらざ条例施行規則の一部改正）

第十九条 東京都北区立元氣ぷらざ条例施行規則（平成十年六月東京都北区規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式(甲)から第五号様式(乙)までの規定中「㊦」を削る。

別記第六号様式(甲)及び同様式(乙)中「㊦」を削る。

（東京都北区立ふれあい館条例施行規則の一部改正）

第二十条 東京都北区立ふれあい館条例施行規則（平成八年三月東京都北区規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式及び第四号様式中「㊦」を削る。

（東京都北区滝野川会館条例施行規則の一部改正）

第二十一条 東京都北区滝野川会館条例施行規則（昭和三十七年十二月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式から第八号様式までの規定中「㊦」及び「㊧㊨」を削る。

（東京都北区北とぴあ条例施行規則の一部改正）

第二十二條 東京都北区北とぴあ条例施行規則（平成元年九月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式から第八号様式までの規定中「㊦」及び「㊧㊨」を削る。

（東京都北区立斎場条例施行規則の一部改正）

第二十三條 東京都北区立斎場条例施行規則（平成六年七月東京都北区規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式及び第四号様式中「㊦」を削る。

（東京都北区特別区税条例施行規則の一部改正）

第二十四條 東京都北区特別区税条例施行規則（昭和六十二年三月東京都北区規則第十六号）の一部を次のように改正する。

付則別記様式中「㊦」及び

一

受付1点	受付2点	入力1点	入力2点
------	------	------	------

を削り、


「※この明細書は特別区民税・都民税甲台書と一緒に提出して  
 ください。」を

「※この明細書は特別区民税・都民税甲台書と一緒に提出して  
 ください。」に改める。

別記第三号様式及び第五号様式中「㊸」を削る。

別記第五号の三様式中「㊸」及び

受付1点	受付2点	入力1点	入力2点

を削る。

別記第六号様式中「㊸」を削る。

別記第六号の二様式及び第六号の三様式中

印	
---	--

を

--

に改める。

別記第六号の四様式中「㊸」を削る。

別記第六号の五様式(甲)中「職氏名印」を「職氏名」に改める。  
別記第六号の六様式中「㊦」を削り、

酒  
樽  
味  
印

を

に、「職氏名印」を「職氏名」に改め

る。

別記第六号の八様式(表)中「㊦」を削る。

別記第六号の九様式中「職氏名印」を「職氏名」に改め、「㊦」を削り、「罎  
名印」を「罎名」に改める。

別記第六号の十様式中「職氏名印」を「職氏名」に改め、「㊦」を削り、「罎  
名印」を「罎名」に、「記入し、押印して」を「記入して」に改める。



別記第六号の十一様式(表)中「㊦」を削る。

別記第六号の十三様式及び第六号の十四様式中

㊦

を

に改める。

別記第七号の七様式中「㊦」を削り、「ハハ」を「ハハ」に改める。

別記第七号の九様式及び第七号の十様式中「㊦」を削る。

別記第八号様式中「㊦」を削る。

別記第十号様式(甲)中

㊦	㊦
㊦	㊦
㊦	㊦

及び「㊦」を削る。

別記第十号様式(乙)及び第十号の三様式中「㊦」を削る。

別記第十六号の六様式中「㊦」を削る。

改める。

別記第十七号様式中

「

「氏名

」を

「氏名

」に、

「参入の目的

」を

「参入の目的

」に改める。

別記第二十八号様式中「㉔」を削る。

別記第二十九号様式中「㉕」を削る。

別記第三十号の二様式中「㉖」を削る。

別記第四十号様式中「㉗」を削る。

（東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部改正）

第二十五条 東京都北区国民健康保険条例施行規則（昭和五十七年七月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式の三中「㉙」を削る。

別記第六号様式中「㉚」を削り、「㉛」

を「㉜」に改める。

別記第二十四号様式中「㉝」（甲）「㉞」及び

「㉟」を削る。

別記第二十五号様式中「㊱」及び「㊲」を削り、「㊳」を「㊴」に、「または」を「又は」に、「北區国民健

健康保険条例」を「東京都北区国民健康保険条例」に、「まぬかれた」を「免れた」に改める。

別記第二十六号様式中「北区 町 丁目 番 号 方」及び「㊦」を削り、「または」を「又は」に、「北区国民健康保険条例」を「東京都北区国民健康保険条例」に、「まぬかれた」を「免れた」に改める。

別記第三十三号様式中「㊦」を削る。

別記第三十七号様式中

「東京都北区 町 丁目 番 号 方」

氏名 ㊦」

「住所

に改める。

氏名 「

（東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部改正）

第二十六条 東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成二十年三月東

京都北区規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「㊦」を削る。

（東京都北区結核・精神医療給付金の支給に関する規則の一部改正）

第二十七条 東京都北区結核・精神医療給付金の支給に関する規則（平成十四年十月二月東京都北区規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

明	・	大	・	昭	・	平

を

	年			
		月		
			日	

に改め、「㊦」を削り、

「署名又は押印をして」を「氏名を記載して」に、「一 番号」を「一 番号（枝番）」に、

署名又は押印

を

氏名

に改める。

別記第二号様式中「㊦」を削り、

被保険者証番号

を

被保険者証番号

(枝番)

に、

「署名又は押印して」を「氏名を記載して」に、

署名又は押印

を

氏名

に改める。

(東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部改正)

第二十八条 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成十二年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削る。

別記第二号様式及び第三号様式中「㊧」を削る。

別記第三十四号様式中

「㉞」を「㉞」に改める。

（東京都北区みどりの条例施行規則の一部改正）

第二十九条 東京都北区みどりの条例施行規則（昭和六十年十二月東京都北区規則

第二十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」を削る。

別記第三号様式及び第五号様式中「㉞」を削り、「㉞」を「㉞」に改める。

別記第七号様式中「㉞」を削り、「㉞」を「㉞」に改め、「㉞」を「㉞」に改める。

別記第九号様式中「㉞」を削り、「㉞」を「㉞」に改める。

別記第十一号様式及び第十三号様式中「㉞」を削り、

「㉞」を「㉞」に改める。

（あき地の管理の適正化に関する条例施行規則の一部改正）

第三十条 あき地の管理の適正化に関する条例施行規則（昭和四十六年一月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中「㉞」を削る。

（社会福祉法人に対する補助金交付の手續に関する条例施行規則の一部改正）

第三十一条 社会福祉法人に対する補助金交付の手續に関する条例施行規則（昭和

五十一年四月東京都北区規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第四号様式中「四」を削る。

(東京都北区母子保健法施行細則の一部改正)

第三十二条 東京都北区母子保健法施行細則(昭和六十二年三月東京都北区規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「四」を削る。

別記第六号様式中「四」を削る。

(東京都北区児童福祉法施行細則の一部改正)

第三十三条 東京都北区児童福祉法施行細則(昭和四十年三月東京都北区規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記第三号の三様式(六)及び(七)中

年 月 日	事業者確認印
-------------	--------

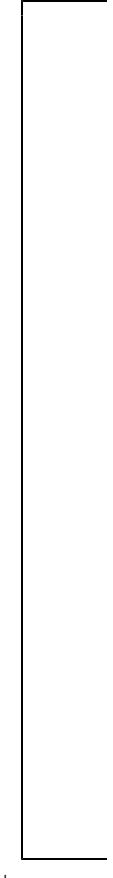
を

年 月 日	事業者確認印

年 月 日	年 月 日

に改める。





別記第四号様式、第九号様式及び第十三号様式中「㊦」を削る。

(東京都北区母子生活支援施設条例施行規則の一部改正)

第三十四条 東京都北区母子生活支援施設条例施行規則(平成十年三月東京都北区規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の六中

「平成 年 月 日」 「 年 月 日」

を に改め、「昭和三十九年」を削る。

「昭和三十九年」 「昭和三十九年」

別記第二号様式中「平成」を削る。

別記第四号様式中「平成」及び「昭」を削り、「北区内母子生活支援施設条例第

五条第一項」を「北区内母子生活支援施設条例第五條第二項」に改める。

別記第五号様式中「平成」を削り、「北区内母子生活支援施設条例第五條第二

項」を「北区内母子生活支援施設条例第五條第二項」に改める。

(東京都北区母子福祉応急小口資金貸付条例施行規則の一部改正)

第三十五条 東京都北区母子福祉応急小口資金貸付条例施行規則(昭和四十年三月

東京都北区規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記第七号様式及び第十号様式中「㊦」を削る。

(東京都北区応急小口資金貸付条例施行規則の一部改正)

第三十六条 東京都北区応急小口資金貸付条例施行規則(昭和四十五年三月東京都北区規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式、第六号様式甲、同様式乙及び第八号様式中「㊦」を削る。

(東京都北区女性福祉資金貸付条例施行規則の一部改正)

第三十七条 東京都北区女性福祉資金貸付条例施行規則(昭和五十年四月東京都北区規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別記第二十一号様式中「㊦」を削り、「~~㊦~~」を

「~~㊦~~」に改める。

(~~㊦~~は~~㊦~~)

別記第二十三号様式中「㊦」を削り、「~~㊦~~」を「~~㊦~~」に改める。

「~~㊦~~」に改める。

(東京都北区中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則の一部改正)

第三十八条 東京都北区中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則(平成二十年三月東京都北区規則第四十三号)の一部



別記第二十号様式（丙）中「㉔」を削り、「無徳無道めつ」を「無道無徳」に改める。

（東京都北区生活保護法施行細則の一部改正）

第三十九条 東京都北区生活保護法施行細則（昭和四十年三月東京都北区規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式及び第九号の二様式中「㉒」を「㉑」に改める。

別記第十一号様式中「㉒」を削り、「㉑」を「㉒」に、「うけたい」を「受けたい」に改める。

別記第十二号様式、第十二号の二様式（表）及び第十三号様式中「㉒」を削る。

別記第十四号様式中「㉒」を削る。

別記第十四号の二様式及び第十六号様式中「㉒」を削る。

別記第二十号の二様式（別紙）中「㉒」を削り、「㉑」に改める。  
「㉑」を削り、「㉒」を削り、「㉑」を削り、「㉒」を削り、「㉑」を削る。

別記第二十一号様式乙中「㉒」を削り、「㉑」を削り、「㉒」を削り、「㉑」を削る。

別記第二十二号様式中「㉒」を削る。

別記第二十三号様式中「㉒」を削る。

別記第二十六号様式中「㉒」を削る。

第 四 十 二 条 東 京 都 北 区 障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 細 則 ) 「 に 改 め 、 「 ㊦ 」 を 削 る 。

別 記 第 二 十 九 号 様 式 ( 甲 ) 中 「 ㊦ 」 を 削 る 。

別 記 第 二 十 九 号 様 式 ( 乙 ) 中 「 ㊦ 7 8 ㊦ 1 ㊦ の 2 ㊦ 1 ㊦ 」 を 「 ㊦ 7 8 ㊦ の 2 ㊦ 1 ㊦ 」 に 改 め 、 「 ㊦ 」 を 削 る 。

( 東 京 都 北 区 立 授 産 場 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改 正 )

第 四 十 条 東 京 都 北 区 立 授 産 場 条 例 施 行 規 則 ( 昭 和 五 十 五 年 二 月 東 京 都 北 区 規 則 第 一 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

別 記 第 一 号 様 式 の 三 中 「 ㊦ 」 を 削 る 。

( 東 京 都 北 区 立 介 護 予 防 拠 点 施 設 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改 正 )

第 四 十 一 条 東 京 都 北 区 立 介 護 予 防 拠 点 施 設 条 例 施 行 規 則 ( 平 成 十 二 年 三 月 東 京 都 北 区 規 則 第 十 八 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

別 記 第 五 号 様 式 ( 甲 ) 及 び 同 様 式 ( 乙 ) 中

「 ㊦ 」 を 「 ㊦ 」

「 ㊦ 」 を 「 ㊦ 」 に 、

「 ㊦ 」 を 「 ㊦ ( ㊦ ) 」 に 改 め る 。

( 東 京 都 北 区 障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 施 行 細 則 )

第 四 十 二 条 東 京 都 北 区 障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の

法律施行細則（平成十八年三月東京都北区規則第六十四号）の一部を次のように  
改正する。

別記第三号様式(七)中

		年	月	日	事業者確認印
		年	月	日	事業者確認印

を

る。

	年 月 日	年 月 日	
--	-------------	-------------	--

に改め、同様式(八)を次のように改め

(八)

短期入所事業者実績記入欄				
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計
1		年 月 日から		
		年 月 日まで		
2		年 月 日から		
		年 月 日まで		
3		年 月 日から		
		年 月 日まで		
4		年 月 日から		
		年 月 日まで		
5		年 月 日から		
		年 月 日まで		
6		年 月 日から		
		年 月 日まで		
7		年 月 日から		
		年 月 日まで		
8		年 月 日から		
		年 月 日まで		
9		年 月 日から		
		年 月 日まで		
10		年 月 日から		
		年 月 日まで		
11		年 月 日から		
		年 月 日まで		
12		年 月 日から		
		年 月 日まで		



別記第三号様式(九)中

		事業者確認印	
日			
年	月		
日	日	事業者確認印	

を

日	

年 月 日
年 月 日

に改め、同様式(十)中

入所(居)日 退所(居)日	事業者 確認印
------------------	------------

を

入所(居)日 退所(居)日
------------------

に

入所(居)日 年 月 日	
退所(居)日	

を

入所(居)日 年 月 日	
退所(居)日	

に改

年 月 日	
-------	--

め、同様式(十一)中

利用開始日 利用終了日	事業者 確認印
----------------	------------

を

年 月 日	
-------	--

利用開始日 利用終了日	
----------------	--

に、

契約日 年 月 日	
サービス提供終了日 年 月 日	

を

契約日 年 月 日	
サービス提供終了日 年 月 日	

に改

める。

別記第三号様式の三(三)中

契約日	事業者
-----	-----

を

契約日	
-----	--

に、

サービス提供終了日	確認印
-----------	-----

サービス提供終了日
-----------

契約日 年 月 日	
サービス提供終了日 年 月 日	

契約日 年 月 日	
サービス提供終了日 年 月 日	

を

に改

める。

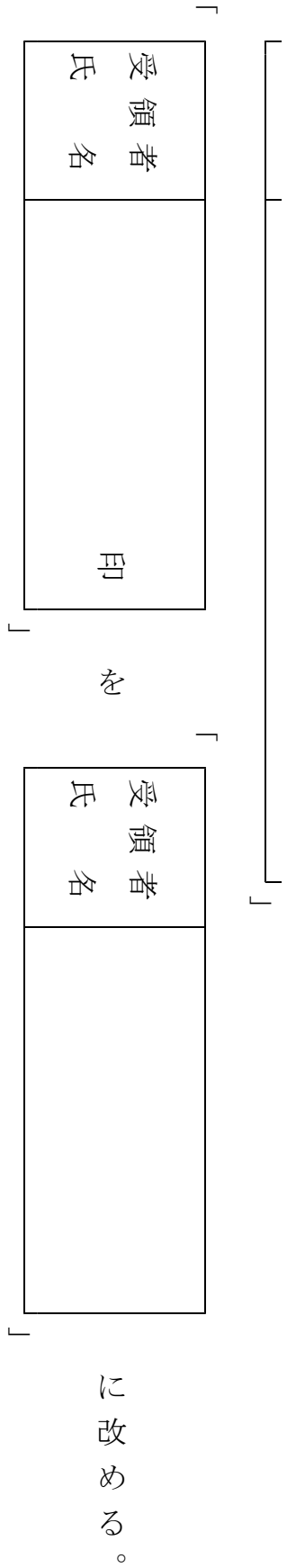
別記第十二号様式の四中

判定員	印
-----	---

を

判定員	
-----	--

に、



別記第十三号様式及び第十三号様式の三中「㊦」を削る。

別記第十四号様式中

「申請者氏名」を

「申請者氏名」に改め、「※5 申請者氏名について

は、㊦を削る。」を削る。

別記第十六号様式の二中「㊦を削る。」を削る。

別記第十七号様式及び第十九号様式中「㊦」を削る。

（東京都北区指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正）

第四十三条 東京都北区指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援

事業者の指定等に関する規則（平成二十四年三月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第五号様式までの規定中「㊦」を削る。

（東京都北区基準該当事業者の登録等に関する規則の一部改正）

第四十四条 東京都北区基準該当事業者の登録等に関する規則（平成十五年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第四号様式から第六号様式までの規定中「㊦」を削る。

（東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部改正）

第四十五条 東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和四十九年九月東京都北区規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び様式第六号中「㊦」を削る。

（東京都北区介護保険条例施行規則の一部改正）

第四十六条 東京都北区介護保険条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

事業者による代  
行申請の署名  
は、押印

を削る。

別記第七号様式及び第十九号様式から第二十二号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第二十二号様式の四中「㊦」を削り、「㊧」を「㊨」に改める。  
別記第二十七号様式及び第二十八号様式中「㊩」を削る。

別記第四十三号様式中「・㊪」を削る。

(東京都区指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正)

第四十七条 東京都北区指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則

(平成三十年三月東京都北区規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第七号様式までの規定中「㊫」を削る。

(東京都北区立福祉工房条例施行規則の一部改正)

第四十八条 東京都北区立福祉工房条例施行規則(昭和五十四年三月東京都北区規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条の六第一項第一号中「第三条の三」を「第二条の三」に改める。

別記第一号様式の六(表中)「㊬」を「㊭」に改め、「㊮」を削り、「㊯」を「㊰」に改める。

(東京都北区立知的障害者生活寮条例施行規則の一部改正)

第四十九条 東京都北区立知的障害者生活寮条例施行規則(平成六年九月東京都北区規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項及び第一条の三中「第二条の四第三項」を「第三条の四第三

項」に改める。

第一条の四中「第二条の五第一項」を「第三条の五第一項」に改める。

第二条中「第二条の六第一項」を「第三条の六第一項」に改め、同条ただし書中「第二条の五第一項」を「第三条の五第一項」に改める。

第三条中「第二条の七」を「第三条の七」に改め、同条第一号中「第二条の三」を「第三条の三」に改める。

別記第四号様式中「㊦」を削る。

（東京都北区プールに関する条例施行規則の一部改正）

第五十条 東京都北区プールに関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第三号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第四号様式及び第五号様式中「<sup>㊦</sup>」を削る。

別記第七号様式及び第八号様式中「㊦」を削る。

（東京都北区温泉法施行細則の一部改正）

第五十一条 東京都北区温泉法施行細則（平成八年三月東京都北区規則第十七号）の一部を次のように改正する。

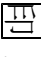
別記第一号様式（表）、第五号様式、第八号様式及び第十一号様式（表）中「㊦」を削る。

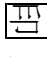





（東京都北区柔道整復師法施行細則の一部改正）

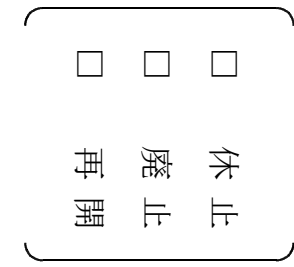
第五十二条 東京都北区柔道整復師法施行細則（平成九年三月東京都北区規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式（表）中「」及び「」を削り、「」を「」を「」に改め、同様式（裏）中「」を「」に改める。

別記第二号様式中「」を削る。


別記第三号様式中「」を削り、「」（）上、「」を

したに改める。



（東京都北区あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正）

第五十三条 東京都北区あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（平成九年三月東京都北区規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式（表）中「」を削り、

氏名						

を

免許の 種別	氏名					

に、

「免許登録年月日」を「登録年月日」に改め、同様式(裏)中「免許登録年月日」を「登録年月日」に改める。

別記第二号様式中「㊦」を削る。

別記第三号様式中「㊦」を削り、「来（醫）上、再開した」を

「  
□ □ □  
来 醫 上  
上 上 上  
」

した に改める。

別記第四号様式中「㊦」を削り、「免許医業中甲甲」を「医業中甲甲」に改める。

別記第五号様式中「㊦」を削る。

別記第六号様式中「㊦」及び「長設」を削り、「免許医業中甲甲」を「医業中

甲甲」に改める。

（東京都北区歯科技工士法施行細則の一部改正）

第五十四条 東京都北区歯科技工士法施行細則（平成九年三月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、「免許医業中」を「医業中」に改める。

別記第二号様式から第四号様式までの規定中「㊦」を削る。

（東京都北区死体解剖保存法施行細則の一部改正）

第五十五条 東京都北区死体解剖保存法施行細則（平成十二年三月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

（東京都北区臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部改正）

第五十六条 東京都北区臨床検査技師等に関する法律施行細則（平成九年三月東京都北区規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の四第四項」を「省令第十七条の二第一項」に改める。

別記第二号様式（第1片）（表）中「㊦」を削り、「第17条第1項」を「第17条の2第1項」に改める。

別記第三号様式中「㊦」を削り、「第17条第2項」を「第17条の2第2項」に、「㊧」を「㊨」に改める。

別記第四号様式中「㊦」を削り、「第17条第3項」を「第17条の2第3項」に改める。

別記第五号様式中「㊦」を削り、「第17条第4項」を「第17条の2第4項」に、「㊧」を「㊨」に改める。

別記第六号様式中「㊦」を削り、「第17条第5項」を「第17条の2第4項」に、「㊧」を「㊨」に改める。











別記第二十二号様式(第1片)の二(表)、第二十五号様式(第1片)、第二十六号様式(第1片)、第二十七号様式(第1片)、第二十八号様式(第1片)及び第二十九号様式(表)中「㊦」を削り、「㊧」を削る。  
 別記第三十号様式(第1片)中「㊦」を削り、「㊧」を「㊨」に改める。

別記第三十一号様式中「㊦」を削り、

型	式
数	冊
(シクレン)	

を

形	式
数	冊
(シクレン)	

に改める。

別記第三十二号様式中「㊦」を削り、「㊩療法施行規則第29条第1項」を「㊩療法第15条第3項」に改める。

別記第三十三号様式中「㊦」を削る。

別記第三十四号様式中「㊦」を削り、「㊩療法施行規則第29条第2項」を「㊩療法第15条第3項及び㊩療法施行規則第29条第1項」に改める。

別記第三十五号様式及び第三十六号様式中「㊦」を削る。  
 (東京都北区医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法

律施行細則の一部改正)

第五十八条 東京都北区医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成九年三月東京都北区規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第三号様式中「㊦」を削る。

（東京都北区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部改正）

第五十九条 東京都北区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則

（平成五年八月東京都北区規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、第二号様式、第四号様式の二、第四号様式の三、第七号様式、

第八号様式、第十号様式、第十一号様式、第十二号様式の三、第十三号様式及び

第十四号様式中「㊦」を削る。

（東京都北区優良宅地認定事務施行規則の一部改正）

第六十条 東京都北区優良宅地認定事務施行規則（昭和四十九年六月東京都北区規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中

「㊦」

「㊦」を「㊦」

と

「」に改める。

別記第四号様式中「㊦」を削る。

別記第七号様式及び第八号様式中「㊦」を削る。

別記第九号様式中

「㊦」

「㊦」を「㊦」

「㊦」

「」に改める。

（東京都北区景観づくり条例施行規則の一部改正）

第六十一条 東京都北区景観づくり条例施行規則（平成二十七年三月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式（第1面）、第二号様式（第1面）、第三号様式、第四号様式、第五号様式（第1面）、

第六号様式、第七号様式（第1面）、第十二号様式、第十三号様式（第1面）、第十六号様式、第

二十号様式、第二十一号様式、第二十五号様式、第二十八号様式及び第三十一号

様式中「㊦」を削る。

（東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正）

第六十二条 東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成十五年三月東京都北区規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第四号様式中「㊦」を削る。

（東京都北区密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第六十三条 東京都北区密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則（平成十一年七月東京都北区規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改める。

第十三条中「第十三条第五項」を「第十三条第四項」に改める。

別記第一号様式及び第二号様式中「㊦」を削る。

別記第五号様式中「㊦」を削り、

「1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2 建替計画認定通知を添えてください。」を

3 建替計画変更に係る書類及び図面を添えてください。」

「1 建替計画認定通知を添えてください。」に

2 建替計画変更に係る書類及び図面を添えてください。」

改める。

別記第八号様式中「㊦」及び「注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削る。

別記第九号様式中「㊦」を削り、

「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削る。

を

2 建替計画認定通知書（変更認定を受けた者は、認定建替計画変更認定通知書）を添えてください。

「注 建替計画認定通知書（変更認定を受けた者は、認定建替計画変更認定通知書）を添えてください。」

改める。

別記第十一号様式「㊦」を削り、

「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができません。」

2 認定建替計画に係る建築物の建替えに必要な権原を取得したことを証明する書類（一般承継人にあつては、建替計画の認定に基づく地位を承継したことを証明する書類）を添えてください。

「注 認定建替計画に係る建築物の建替えに必要な権原を取得したことを証明する書類（一般承継人にあつては、建替計画の認定に基づく地位を承継したことを証明する書類）を添えてください。」  
改める。

別記第十七号様式中「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

別記第十九号様式及び第二十号様式中「㊦」を削る。

別記第二十五号様式中「㊦」を削り、

「 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができません。  
2 居住安定計画の承認通知書を添えてください。  
3 居住安定計画の変更に係る書類及び図面を添えてください。」  
「 1 居住安定計画の承認通知書を添えてください。  
2 居住安定計画の変更に係る書類及び図面を添えてください。」

別記第三十号「㊦」及び「注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができません。」

「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができません。

2 居住安定計画の承認通知書（変更認定を受けた者は、認定居住安定計画の変更認定通知書を添えてください。）

「注 居住安定計画の承認通知書（変更認定を受けた者は、認定居住安定計画の変更認定通知書を添えてください。）」

別記第三十号「㊦」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができません。」

す。

2 認定居住安定計画の実施に必要な権原を取得したことを証明する書類（一般承継人にあつては、居住安定計画の認に基づく地位を承継したことを証明する書類）を添えてください。

「注 認定居住安定計画の実施に必要な権原を取得したことを証明する書類（一般承継人にあつては、居住安定計画の認に基づく地位を承継したことを証明する書類）を添えてください。」  
改める。

（東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例施行規則の一部改正）  
第六十四条 東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例施行規則（平成二十年九月東京都北区規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「第5条題系」を「第7条題系」に改め、同様式中「㊸」を削り、同様式（第五面）中「おたは」を「又た」に改める。

別記第三号様式及び第四号様式中「㊸」を削る。

別記第五号様式中「ひつてへたひい」を「ちつてへたひい。」に改める。

別記第五号の二様式中「第5号の2様式」を「第5号様式の2」に改め、「㊸」を削る。

別記第六号様式、第八号様式及び第十号様式中「㊸」を削る。

（東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部改正）

第六十五条 東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和五十四年五月東京都北区規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式（第1面）中「㊦」を削り、同様式（第3面）中「ハレ」を「ハレ。」に改める。

別記第二号様式の二及び第三号様式中「（㊧）」を削る。

別記第四号様式及び第五号様式中「㊨」を削る。

別記第六号様式から第八号様式までの規定中「（㊩）」を削る。

別記第九号様式中「㊪」を削る。

別記第十号様式及び第十一号様式中「（㊫）」を削る。

別記第十二号様式中「㊬」を削る。

別記第十三号様式から第十六号様式までの規定中「（㊭）」を削る。

（東京都北区営住宅条例施行規則の一部改正）

第六十六条 東京都北区営住宅条例施行規則（平成十年二月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式（表）中「㊮」を削る。

別記第一号様式の三中「㊯」を削り、「㊰」を「㊱」に改める。



別記第九号様式中「㊦」を削り、「㊧」を「㊨」に改める。  
別記第十一号様式及び第十二号様式中「㊩」を削る。  
別記第十三号様式中

「  
[ ]  
無印  
」

を

「  
[ ]  
㊪  
」

に改め、

「現使用者氏名欄には、実印を押印の上、印鑑証明書を提出してください。実印を押印できない場合は、申請者による念書を別に提出してください。ただし」を「現使用者氏名欄について」に改める。

別記第十五号様式、第十八号様式、第二十一号様式、第二十二号様式、第二十五号様式の二、第二十五号様式の三及び第二十六号様式中「㊫」を削る。  
別記第二十七号様式中

「  
[ ]  
㊬  
」

を

「  
[ ]  
に改める。  
」

別記第二十九号様式、第三十三号様式及び第三十四号様式中「㊦」を削る。

「㊦」を削る。

㊦

㊦

㊦

「㊦」を削る。

㊦

「㊦」に改める。

(東京都北区高齢者住宅条例施行規則の一部改正)

第六十七条 東京都北区高齢者住宅条例施行規則(平成九年十月東京都北区規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中「㊦」を削る。

別記第七号様式及び第九号様式中「㊦」を削る。

別記第十二号様式及び第十五号様式

「㊦」

を

「㊦」

に改め

る。

別記第十八号様式及び第十九号様式中「㊦」を削る。

別記第二十四号様式中「㊦」を削る。

別記第二十七号様式中

「㊦」を削る。

㊦

㊦

「㊦」を

「印」を削り、

「印」を削り、

「印」を削り、

（東京都北区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正）  
第六十八条 東京都北区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十七年七月東京都北区規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「印」を削り、

「（注意） 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 申請者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できず。」

「（注意） ※印のある欄は、記入しないでください。」に改める。

別記第二号様式中「印」を削り、

「（注意） 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 建築主の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できず。」

「（注意） ※印のある欄は、記入しないでください。」に改める。

（東京都北区建築基準法施行細則の一部改正）

第六十九条 東京都北区建築基準法施行細則（昭和五十八年四月東京都北区規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「印」を削り、「あて」を「宛て」に改め、

「4 申請者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署  
で行う場合においては、押印を省略することができます。」

別記第二号様式「㊦」の「あて」及び「宛」の「係」の記載を自署で行う場合には、代表者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を省略することができる。す。

別記第三号様式「㊧」の「あて」及び「宛」の「係」の記載を自署で行う場合には、代表者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を省略することができる。す。

別記第四号様式「㊨」の「あて」及び「宛」の「係」の記載を自署で行う場合には、代表者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を省略することができる。す。

別記第五号様式「㊩」の「あて」及び「宛」の「係」の記載を自署で行う場合には、代表者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を省略することができる。す。

別記第五号様式「㊩」の「あて」及び「宛」の「係」の記載を自署で行う場合には、代表者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を省略することができる。す。

「5 建築主等の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を  
別記第六号様式「」を削り、同様式（第5面）を次のように改める。

別記第六号様式「」を削り、同様式（第5面）を次のように改める。

「2 建築主の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で  
行う場合においては、押印を省略することとできず。

3 (1) 変更前欄については、構造計算適合判定の申請先を建築基準法  
施行規則別記第2号様式第二面第七欄に記載したもから変更した  
場合に記載してください。」

「2 (1) 変更前欄については、構造計算適合判定の申請先を建築基準法  
施行規則別記第2号様式第二面第七欄に記載したもから変更した  
場合に記載してください。」

別記第八号様式の二（第1面）中「」を削り、同様式（第5面）を次のように改める。

(第5面)

(注意)

1 各面共通関係

- ① ※印のある欄は、記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2 第一面関係

- ① 調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 3欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行った全ての調査者について記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 3欄の「イ」は、調査者の有する資格について記入してください。調査者が建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第6条の6に規定する特定建築物調査員である場合は、規則第6条の5に規定する特定建築物調査員資格証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑤ 3欄の「ニ」は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑥ 3欄の「ホ」から「ト」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。
- ⑦ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「特記すべき事項あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「特記すべき事項」のチェックボックスに「レ」を入れてください。それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑨ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑩ 5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 2欄の「ホ」の今回報告部分の床面積の合計欄には、3欄の床面積のうち、今回調査により報告を行う部分の床面積の合計を記入してください。
- ⑥ 3欄の「イ」は、最上階から用途ごとに順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。また、同一階に複数の用途がある場合、「階別床面積の合計」に各階の床面積の合計を記入してください。
- ⑦ 3欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。

(日本産業規格A列4番)

別記第八号様式の二(第6面)中「回法」を「法」に、「以下、」を「以下」に始め、同様式(第7面)中「下さい」を「くさい」に改める。

別記第九号様式(第9面)中「印」を「印」に改める、  
「2 届出者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できません。」の記載を提出して改める。  
3 使用休止期間が変更になる場合は、改めて建築物使用休止届を提出して改める。

4 6 の欄は、建築物を除却する場合は、該当するものを全て記入してください。

「2 使用休止期間が変更になる場合は、改めて建築物使用休止届を提出して改める。」  
3 6 の欄は、建築物を除却する場合は、該当するものを全て記入してください。

改める。

別記第十号様式(第10面)中「印」を「印」に改める、  
「2 届出者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できません。」の記載を提出して改める。  
3 建築物基準法施行規則第5条第3項及び第4項に規定する書類を添付

してください。」

「2 建築基準法施行規則第5条第3項及び第4項に規定する書類を添付してください。」

ぬ。

別記第十一号様式及び第十一号様式の中に「㊦」を記す。

「2 届出者の氏名（法人の場合には、押印を省略できません。）」  
署で行う場合においては、押印を省略できません。

3 使用休止期間が変更になる場合は、改めて特定建築設備等使用休止届を提出してください。」

「2 使用休止期間が変更になる場合は、改めて特定建築設備等使用休止届を提出してください。」

ぬ。

別記第十一号様式の四「㊦」を記す。

「2 届出者の氏名（法人の場合には、押印を省略できません。）」  
署で行う場合においては、押印を省略できません。

3 建築基準法施行規則第6条第3項及び第4項又は第6条の2の2第3項及び第4項に規定する書類のうちそれぞれ該当するものを添付してください。」



「 2 建築基準法施行規則第 6 条第 3 項及び第 4 項又は第 6 条の 2 の 2 第 3 項及び第 4 項に規定する書類のうちそれぞれ該当するものを添付してくださいます。」

別記第十一号様式(第 1 画)「印」を置く、  
「 2 届出者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できません。」

3 変更事項のうち該当する項目について記入してください。」

「 2 変更事項のうち該当する項目について記入してください。」  
め。

別記第十一号様式の 7 中「印」を置く。

別記第十二号様式(第 1 画)中「印」を置く、  
別記第十二号様式(第 2 画)中

「 5 申請者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略する、  
別記第十三号様式(第 1 画)中「印」を置く、  
別記第十三号様式(第 2 画)中

「 5 申請者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略する、  
別記第十三号様式の 3 中「印」を置く、

「1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 代表となる工事監理者又は工事施工者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。」

「※印のある欄は、記入しないでください。」に改める。  
別記第十三号様式の四から第十四号様式まで及び第十四号様式の三中「㊦」を削る。

別記第十五号様式中「・印」及び「㊦」を削る。

別記第十六号様式中「㊦」を削る。

別記第十七号様式中「・印」及び「㊦」を削る。

別記第十八号様式中「印」を削り、

「6 申請者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できず。」を削る。

別記第十九号様式中

「氏名 印」を

「氏名 氏名」に改め、

「7 申請者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できず。」を削る。

別記第二十号様式から第二十二号様式までの規定中

「氏名」を「印」を

「氏名」に改め、「」に改め、

「4 申請者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を  
印で行う場合は、印を印する。」を削る。

別記第二十三号様式の二及び第二十八号様式中「印」を削る。

（東京都北区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の  
一部改正）

第七十条 東京都北区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行  
細則（平成十五年三月東京都北区規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第一号様式の二中

「氏名」を「印」を「氏名」に、「係印」を「係印

氏名」に、

「1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 建築主等の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）の記  
載を自筆で行う場合は、押印を省略できます。

※印のある欄は記入しないでください。に改める。  
別記第三号様式中「印」を削り、「係印」を「係印」に改め、

「3 建築主等の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略できません。」

別記第五号様式「㊦」の「係員氏名」の「係員氏名」の記載を自筆で行う場合は、押印を省略できません。

別記第六号様式「氏名」の「係員氏名」の「係員氏名」の記載を自筆で行う場合は、押印を省略できません。

「1 ※印のある欄は記入しないでください。」

2 建築主等の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）の記載を自筆で行う場合は、押印を省略できません。

別記第七号様式「㊦」の「係員氏名」の「係員氏名」の記載を自筆で行う場合は、押印を省略できません。

1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 建築主等の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）の記載を自筆で行う場合は、押印を省略できません。

別記第九号様式「㊦」の「係員氏名」の「係員氏名」の記載を自筆で行う場合は、押印を省略できません。

3 建築主等の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）の記載を自筆で行う場合は、押印を省略できません。

載を白筆で行う場合は、押印を省略できます。

別記第十二号様式中「㊦」を削り、「係員氏名」を「係員氏名」に改め、  
「6 建築主等の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）の記  
載を白筆で行う場合は、押印を省略できます。」を削る。

別記第十四号様式中「㊦」を削り、「係員氏名」を「係員氏名」に、  
「1 ※印のある欄は記入しないでください。」

2 建築主等の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）の記  
載を白筆で行う場合は、押印を省略できます。」

「※印のある欄は記入しないでください。」に改める。

（東京都北区住宅用家屋証明事務施行規則の一部改正）

第七十一条 東京都北区住宅用家屋証明事務施行規則（昭和五十九年七月東京都北  
区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削る。

（東京都北区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改  
正）

第七十二条 東京都北区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則  
（平成二十八年七月東京都北区規則第七十四号）の一部を次のように改正する。  
別記第五号様式中「㊦」を削り、「㊦」を「㊦」に、

「 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」

2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

「 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」

別記第八号様式から第十一号様式までの規定中「印」を「押印」を「担当氏名」に

「 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」

2 認定建築主の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

「 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」

別記第十一号様式の「印」を「押印」に  
「 1 建築主等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」

2 建築主等の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」  
「建築主等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」

別記第十二号様式中「㊤」を削り、「担当印」を「担当氏名」にし、「1 認定を受けた者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」

2 認定を受けた者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

「認定を受けた者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」

別記第十六号様式及び第十八号様式中「㊤」を削り、「担当印」を「担当氏名」に改め、

「3 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

（東京都北区建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正）  
第七十三条 東京都北区建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成九年

三月東京都北区規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、第二号様式、第四号様式、第五号様式、第六号様式及び第七号様式中「~~甲~~」を「~~甲~~」に改める。

別記第八号様式<sup>(第1面)</sup>及び<sup>(第3面)</sup>中「~~甲~~」を削る。

(東京都北区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正)  
第七十四条 東京都北区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成二

十一年六月東京都北区規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「~~甲~~」を削り、

「1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」  
を

2 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を  
自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

「申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」  
に改める。

別記第四号様式中「~~甲~~」を削る、

「2 認定計画実施者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」



3 建築工事が完了したことを確認した者が建築士以外の場合に  
は、建築士の住所及び氏名の欄にその者の住所及び氏名（建築士  
事務所名称及び所在地の欄にその者が所属する法人の名称及び  
所在地）を記入してください。」

「2 建築工事が完了したことを確認した者が建築士以外の場合に  
は、建築士の住所及び氏名の欄にその者の住所及び氏名（建築士  
事務所名称及び所在地の欄にその者が所属する法人の名称及び  
所在地）を記入してください。」

別記第五号様式及び第六号様式中「㊦」を削り、  
「1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて  
記載してください。」

2 認定計画実施者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）  
の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができ  
ます。」

「認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記  
載してください。」

（東京都北区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正）  
第七十五条 東京都北区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四

年十二月東京都北区規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中「㊦」を削り、「係員印」を「係員氏名」に、

「1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」

を

2 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができませぬ。」

「申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」に改める。

別記第七号様式から第十号様式までの規定中「㊦」を削り、「係員印」を「係員氏名」に、

「1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」

2 認定建築主の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載

を自署で行う場合においては、押印を省略することができませぬ。」

「認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。」に改める。

別記第十二号様式中「名称印」を「名称

」に、

「苗字平」を「苗字平平」に改める。

（東京都北区優良住宅認定事務施行規則の一部改正）

第七十六条 東京都北区優良住宅認定事務施行規則（昭和四十九年六月東京都北区規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「平」を削り、「サバコ平」を「サバコ平」に、「サバコ」を「平」に改める。

（私道に設置する防犯灯施設工事の補助に関する規則の一部改正）

第七十七条 私道に設置する防犯灯施設工事の補助に関する規則（昭和四十四年六月東京都北区規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中

収入印紙

及び「㊦」を削る。

（東京都北区私道及び私下水施設工事の補助に関する規則の一部改正）

第七十八条 東京都北区私道及び私下水施設工事の補助に関する規則（昭和四十二年七月東京都北区規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「㊦」を削る。

別記第四号様式中





（東京都北区立公園条例施行規則の一部改正）

第七十九条 東京都北区立公園条例施行規則（昭和三十三年四月東京都北区規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「㊦」を削る。

別記第七号様式中「㊧」を削る。

（東京都北区児童手当事務取扱規則の一部改正）

第八十条 東京都北区児童手当事務取扱規則（平成二十五年三月東京都北区規則第



◎~~サ~~は、~~書~~（かいしょ）ではつきり書いてください。」

別記第六号様式中「~~四~~」及び「◎」記名~~押~~印に代えて、署名することができ~~サ~~。  
「~~一~~」を削る。

別記第九号様式中「~~五~~」を削る。

別記第十一号様式中「~~四~~」及び「◎」~~記名押~~印に代えて、署名することができ~~サ~~。  
「~~一~~」を削る。

別記第十二号様式、第十四号様式、第十五号様式及び第十七号様式中「~~四~~」を削る。

別記第二十号様式「~~四~~」及び「◎」~~記名押~~印に代えて、署名することができ~~サ~~。  
「~~一~~」を削る。

（東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部改正）

第八十一条 東京都北区児童育成手当条例施行規則（昭和四十六年十月東京都北区規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号（表）中「~~五~~」を削る。

別記様式第四号（表）、様式第八号、様式第九号から様式第十二号まで及び様式第十四号中「~~四~~」を削る。

（東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正）

第八十二条 東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成十六年

三月東京都北区規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」及び「㊧」を削る。

別記第四号様式、第五号様式、第九号様式及び第十二号様式から第十二号様式の三までの規定中「㊦」を削る。

(東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)  
第八十三条 東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年十二月東京都北区規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊧」を「㊨」に改め、「㊩」を削る。

別記第二号様式のイから第二号様式のりまで、第四号様式の二及び第五号様式

から第八号様式の三までの規定中「㊦」を削る。

(東京都北区家庭福祉員制度運営規則の一部改正)

第八十四条 東京都北区家庭福祉員制度運営規則(昭和四十四年十月東京都北区規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊧」を「㊨」に改め、「㊩」を削り、「㊪」を「㊫」に、「㊬」を「㊭」に改め、「㊮」を削り、「㊯」を「㊰」に改め、「㊱」を削る。



を「岨岨岨」に、「ヨハハ」を「ヨハハ」に改める。  
別記第七号様式及び第十号様式中「ヨ」を削り、「ハハ」を「ハハ」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十四条中別記第六号の九様式及び第六号の十様式の改正規定並びに第五  
十条から第五十八条までの規定 公布の日

二 第七条から第十三条までの規定及び第二十四条（別記第六号の九様式及び第  
六号の十様式の改正規定を除く。）の規定 令和四年一月一日

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則の各条の規定による改正前の当該規定により改  
正される各規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要  
の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十一月一日

東京都北区長  
花川 與 惣 太

東京都北区規則第七十号

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区介護保険条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別記第二十二号様式の四中「㊦」の次に「㊧」を加える。  
別記第二十四号様式を次のように改める。



別記第二十六号様式(表面)中

田

を

(介護予防)短期入所生活(療養)介護  
その他のサービス  
田 田

に改め、同様式(裏面)中

「及び短期入所生活保護(平成十八年四月一日からは、これらに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護予防短期入所生活介護を加える。この証の表面において「特養等」という。)並びに介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び短期入所療養介護(同日からは、これらに介護予防短期入所療養介護を加える。)を、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護(この証の表面において「特養等」という。)並びに介護保健施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区介護保険条例施行規則別記第二十四号様式及び第二十六号様式の規定は、令和三年八月一日以後に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三に規定する特定入所者介護サービス費等の支給を受けるに際して、介護保険負担限度額の認定を受けようとする者について適用する。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区介護保険条例施行規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十一月一日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第七十一号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の三の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第一項中「第二百三十一条の二第六項」を「第二百三十一条の二の三第一項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

付 則

この規則は、令和四年一月四日から施行する。



東京都北区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十一月十日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第七十二号

東京都北区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区奨学資金貸付条例施行規則（昭和五十一年十二月東京都北区規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式（裏）中「~~四~~」を削り、「へだひご」を「へだひこ。」に改める。

別記第二号様式（甲）及び同様式（乙）中「別記第2号様式」を「第2号様式」に改め、「~~辭彙の~~」を削り、「~~推し~~」を「~~推し~~」に改め、「~~四~~」を削る。

別記第四号様式（表）中「（~~推~~）」及び「~~区~~」を削り、同様式（裏）を削る。

別記第八号様式（表）中「（~~推~~）」を削り、同様式（裏）を削る。

別記第九号様式（表）中「（~~推~~）」を削り、同様式（裏）を削る。

別記第十号様式中「~~区~~」を削り、「~~区~~」に改める。

別記第十二号様式中「~~四~~」を削る。

別記第十三号様式（表）中「（~~推~~）」を削り、同様式（裏）を削る。

別記第十四号様式中「~~四~~」を削る。

別記第十五号様式（表）中「（~~推~~）」を削り、同様式（裏）を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区奨学資金貸付条例施行規則別記様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、必要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都  
北区規則で定める日を定める規則を公布する。

令和三年十一月三十日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第七十三号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和二年五月東京都北区条例第二十一号）付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日は、令和四年三月三十一日とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則の廃止）

2 東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則（令和三年八月東京都北区規則第五十六号）は、廃止する。